

年間予約席の営利目的での
転売は禁止です



チケットショップやインターネットオークションなどを利用しての不特定多数への転売については、営利目的としての転売がなされているものとみなします。

■ 他の方へ譲渡される場合のご注意!

出品されたチケットがご契約者による出品でない場合(譲渡先が出品した場合など)でも、ご契約者が出品していると判断することになります。他の方へ譲渡される場合は、ご契約者ご本人で禁止行為についてご説明のうえ、譲渡いただきますようお願いいたします。

■ 特典のチケットにも適用されます!

年間予約席の特典である京セラドーム大阪開催試合の先行購入券やクライマックスシリーズ、日本シリーズのチケットも年間予約席同様、営利目的での転売は禁止です。

■ 転売状況を調査しています!

チケットショップやインターネットオークションサイトへのチケットの出品状況は、弊社が適時調査を実施しております。この調査の結果、営利目的で転売されている入場券が明らかになった際には、当該入場券をご契約のお客様に対し、その後の契約をお断りする場合がございます。

▶ これまでも、調査の結果を受けて、解約させていただいたお客様もおられます。多くのチケットが出品されている現状を深刻に受け止め、今後もさらに監視を強化してまいります。

■ このような活動は、「試合観戦契約約款」ならびに 阪神タイガース 阪神甲子園球場 年間予約席「利用規約」に基づいて実施します。

【試合観戦契約約款 第4条(転売等の禁止)】何人も第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、入場券を転売その他の方法で取得させてはならない。
但し、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ、業として行われない場合については、この限りでない。

【阪神タイガース 阪神甲子園球場 年間予約席「利用規約」より抜粋】
阪神は、年間予約席購入者に対し、年間予約席鑑賞権や年間予約席入場券の全部又は一部、及び年間予約席鑑賞権に付随する特典(権利物品)を、第三者へ営利目的で転売することを禁じます。もしそのような規約違反行為で転売されている年間予約席入場券が明らかになった際には、阪神は当該入場券の購入者が取得した年間予約席鑑賞権を失効とする場合があります。なお、チケットショップやインターネットオークションなどを利用しての不特定多数への転売については、営利目的としての転売がなされているものとみなします。

本書は、年間予約席ご契約のすべての方にお送りしております。年間予約席を適切にご利用いただいているお客様にはこのようなご案内をお届けすることにつきまして、誠に心苦しく深くお詫び申し上げます。

ルールを守って、適切にご利用いただきますようお願い申し上げます。

阪神タイガース 阪神甲子園球場

